

ひかりの魅力発信・発見支援事業 募集要項

1 「ひかりの魅力発信・発見支援事業」とは

『光市ならではの』の魅力の発信や、新たな魅力の発見につながる取組に対して経費の助成やPR支援を行い、光市のイメージアップやまちへの愛着の醸成を図るとともに、まちの賑わいを創出しようとするものです。

2 支援の対象となる取組

以下のいずれかに該当する取組

- (1) 光市の歴史、文化、自然資源を活用したイベントで、市内外に広く周知して参加者を募集する取組

取組例

- ★ 海やキャンプ場などを活用したアウトドアツーリズムの実施
- ★ 子育てのしやすさをPRして移住・定住につなげる婚活や出会い創出イベントの実施
- ★ 光のおすすめまるごと体験イベントの実施 など

- (2) 光市の歴史、文化、自然資源を題材・舞台としたコンテンツの制作で、市内外での市のプロモーション活動等に広く活用できる取組
※シンボルマークやキャラクターの制作は対象外

取組例

- ★ 市内各所を舞台にした映画やドラマ、動画を制作してイベントなどで放映
- ★ 江戸時代の海商通りの賑わいや第二奇兵隊の活躍などを題材とした演劇の上演 など

- (3) これまでに実施してきた取組で、さらなる光市の魅力発信に取り組むために内容のリニューアルや新たな情報発信などを行う取組

取組例

- ★ 「第●●回○○イベント」から市外からの参加者を広く募集して実施
- ★ 「第●●回○○まつり」のPR動画を制作し、新たにSNSなどでの周知活動を実施 など

これらに加え、令和8年3月31日までに取組を実施し、必要な手続きをすべて完了させる必要があります。

注意 以下に該当する取組は、支援の対象となりません。

- ・ 宗教活動又は政治活動を主な目的とする取組
- ・ 反社会的な活動その他公序良俗に反する活動を目的とする取組
- ・ その他、市長が支援することを適当でないと認める取組

3 支援の申請ができる方

(1) 光市民

(2) 光市内の事業者及び団体（勤務している方の申請も可）

光市内に事務所等が所在している事業者及び団体

(3) 光市内の学校に在学している方

学生のみでの申請も可能ですが、交付金の交付を希望される場合は、教師や保護者が参画している必要があります。

※(2)、(3)については、光市外在住の方も取組に携わることができます。

注意 以下の方は申請ができません。

- ・ 宗教活動又は政治活動を主な目的としている方
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している方
- ・ 公序良俗に反する活動を行う方
- ・ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている方

4 支援の内容

(1) 交付金の交付

対象経費（次ページ表参照）の実支出額から、他団体から交付された助成金等を差し引いた額（千円未満の端数は切捨て）、上限20万円

※令和7年度は5件程度の交付を予定しています。

(2) PR支援

市広報や公式SNS等による情報発信、メディアへのプレスリリース

※以下に該当する場合は「PR支援のみ」を行います。

- ・ 対象経費の計上がないとき
- ・ 他団体から交付された助成金等収入額が対象経費の実支出額を上回るとき
- ・ PR支援のみを希望するとき

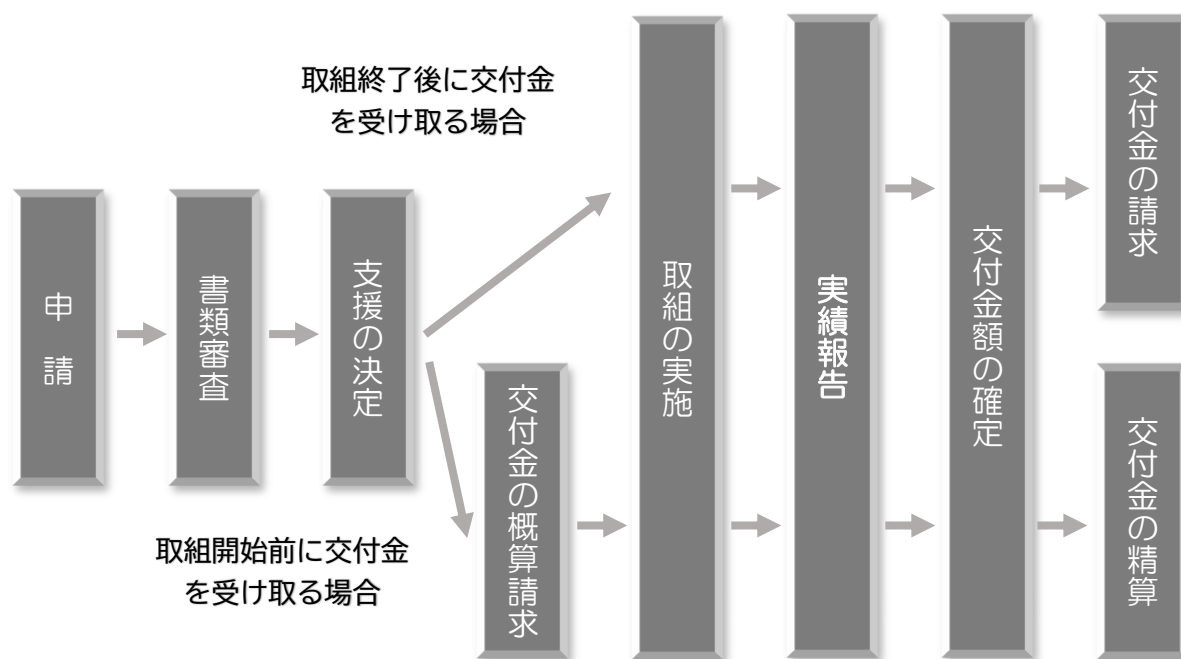
● 対象経費

区分	内容等
消耗品費	事務用品等購入費。概ね1年以内に消耗するもの。
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷経費
通信運搬費	取組実施に伴う郵便料金、運送費
保険料	取組実施に伴う保険料
デザイン料	コンテンツ制作に係るデザイン料（上限5万円）
使用料及び賃借料	・取組実施に伴う会場借上げ経費 ・取組実施に伴う物品のリース料等借上げ経費
委託料	イベント実施に係る経費 例：会場設営を委託した場合の経費、アトラクションを委託した場合の経費、交通整理及び会場警備を委託した場合の経費。 ただし、取組全体の委託及び取組の主催者が代表を務める団体等へ委託した場合は除く。
その他	その他、対象経費とすることが適当と市長が認める経費（広報関連経費など）

● 対象とならない経費

区分	内容等
人件費	主催者となる個人や団体の構成員に対する報酬 例：主催者に支払う賃金、主催者が実施した交通整理や会場警備、司会などに対する報酬。
食糧費	飲食に要した経費（会議・接待用の茶菓を含む）
備品購入費	消耗品ではない物品の購入経費

5 助成事業の流れ



6 スケジュール

日程	内容等
令和7年4月1日(火) ～5月7日(水)	申請受付期間
5月中旬	書類審査
5月下旬	審査結果通知
(審査結果通知受取後)	(交付金の概算請求)
令和7年度中	取組の実施
取組完了後速やかに	実績報告書の提出 →交付金額の確定→交付金の請求(精算)

7 申請に必要な提出書類

以下の書類を提出してください。

- (1) ひかりの魅力発信・発見支援事業支援申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 企画書(任意様式)
- (5) 次年度以降の実施計画(任意様式)

※PR支援のみ希望の場合は、(3)収支予算書の提出は不要です。

様式は光市ホームページからダウンロードできます。

⇒ 「ひかりの魅力発信」で検索

https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/kanko_1/citypro/13846.html

こちらからも検索できます ⇒



8 申請受付期間・提出方法

令和7年4月1日(火)～5月7日(水) 午後5時15分まで

上記期間中に、申請書類一式を郵送または持参してください。

※持参での提出は、土曜日・日曜日を除きます。

提出先：〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
光市 経済部 観光・シティプロモーション推進課
(光市役所本庁舎2階)

9 書類審査

申請された取組は、市職員や民間団体の代表者で構成する「ひかりの魅力発信・発見支援事業選定委員会」で審査を行い、支援の可否を決定します。

審査する項目は、①妥当性、②実現及び継続の可能性、③新規性、④独創性、⑤イメージの向上・愛着の醸成、⑥波及効果などです。

10 取組の変更や中止をするとき

支援が決定した取組内容を変更する場合や、取組を中止するときは「ひかりの魅力発信・発見支援事業変更・中止申請書（様式第6号）」を提出してください。

11 実績報告

取組が完了した日から30日以内（完了日が3月の場合は速やかに）に、以下の書類を提出してください。

- (1) ひかりの魅力発信・発見支援事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 実施報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
- (4) 成果物または成果物の概要資料（任意様式）

※PR支援のみ実施の場合は、(3)収支決算書の提出は不要です。

12 その他の注意事項

以下に該当した場合は、支援の決定を取り消しますのでご注意ください。

- (1) ひかりの魅力発信・発見支援事業実施要綱の規定に違反したとき
- (2) 交付金を目的以外の用途に使用したとき
- (3) 不正な手段により支援の決定を受けたとき
- (4) その他、不適当と認められるとき

※既に交付金の支払いをしている場合は返還していただきます。

【問い合わせ先】

光市 経済部 観光・シティプロモーション推進課
Tel 0833-72-1532（直通）